

令和5年9月5日

保護者 各位

いちき串木野市立串木野中学校
校長 森本 信一

タブレット端末の家庭への持ち帰りの実施について（お願い）

初秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本校の教育活動に対しまして、御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、串木野中学校では生徒一人に付き一台のタブレット端末を活用してきました。これらのタブレット端末は、主に学校の授業や多彩な学習活動に活用していますが、タブレット端末活用機会の拡充や家庭学習支援の充実のため、貸与したタブレット端末の家庭への持ち帰りを実施いたします。

つきましては、下記の事項について御確認いただきますようお願いいたします。

記

1 端末の家庭への持ち帰りについて

(1) 目的

生徒のタブレット端末活用機会の拡充及び家庭学習支援の充実、機器操作方法の習熟や情報活用能力の育成、基礎学力の定着・向上を図ります。

(2) タブレット端末活用の想定

家庭でのタブレット端末を活用した宿題や授業の予復習、家庭との情報連絡等を想定しています。

(3) タブレット端末の持ち帰り開始時期について

令和5年9月15日（金）から貸与されたタブレット端末や充電用ACアダプタ等を週末ごとに持ち帰らせてます。

(4) インターネット環境の必要性

現2・3年生は昨年度確認をしましたが、タブレット端末を家庭で利用するには、自宅のWi-Fi環境が必要となります。持ち帰った際には、タブレット端末を御自宅のWi-Fiに接続して御利用ください。なお、Wi-Fi環境が整っていない御家庭は、携帯・スマホ等のテザリング機能の活用をお願いします。

※ Wi-Fiへの接続方法に関しては学校ホームページで確認をしてください。

(5) 家庭におけるタブレット端末の活用ルールについて

お子さんと保護者の話し合いにより、家庭におけるタブレット端末の活用方法を決めてください。タブレット端末の活用ルールを守り、活用するよう御指導をお願いします。

2 留意点

(1) 令和5年4月6日に配布された「新年度当初のアンケート」で学習者用端末等貸出に係る遵守事項（タブレット端末及び電源ケーブル）を確認していただき、全員同意を頂いております。学校ホームページにも載せてありますので再度御確認ください。

(2) タブレット端末等の貸与物品の紛失、故障、破損があった場合には、速やかに学校に報告してください。故意や重大な過失による紛失や故障、破損があった場合には、修理代金等を保護者様に御負担いただきますので、御注意ください。

連絡先

いちき串木野市立串木野中学校
教頭 長 岡 哲 仁
電話 (0996) 32-1735
FAX (0996) 32-3226